

- 1 道路に面した場所に入り出すために路側帯を横切るときは、歩行者がいらないことが明らかであつてもその直前で一時停止しなければならない。
- 2 車を運転中、同じ方向に進行しながら進路を左方に変えるときの合図の時期は、ハンドルを切り始めようとするときである。
- 3  この標識は、自動車はもちろん、原動機付自転車、自転車、歩行者などすべての交通を禁止している。
- 4 警察官や消防署などの前に停止禁止部分の標識がある場所は、信号待ちの一時停止であってもその標識部分に入って停止してはならない。
- 5 前方の交差点で直進すべきところを、誤って左折の合図を出したが、そのまま方向指示器を消さずに直進した。
- 6  この標識のある交差点で右折する原動機付自転車は、あらかじめ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら通行しなければならない。
- 7 自動車が一方通行の道路から右折するときは、あらかじめできる限りその道路の中央に寄り、交差点の内側を通行しなければならない。(環状交差点を除く)
- 8 乗客の乗降のため路面電車が停留所で止まっているときは、その後ろで停止しなければならないが、安全地帯があるときは、乗り降りする人がいても徐行して通行することができる。
- 9 自動車や原動機付自転車は、車両通行帯の有無に関わらず、トンネルでは追越しをすることはできない。
- 10 進行方向の信号が、黄の点滅である場合は、歩行者や車や路面電車は、ほかの交通に注意しながら進行することができる。
- 11 車は、原則として道路の中央(中央線があるときは、その中央線)から左側の部分を通行しなければならない。
- 12 交差点を右左折するときは、前方の信号が青であれば徐行する必要はない。
- 13 普通自動車とは、車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満、乗車定員10人以下の自動車をいう。
- 14  この標示板は、一方通行であることを表している。
- 15 道幅が広い道路と交差する交通整理の行われていない交差点(環状交差点を除く)を進行する場合は、特に徐行する必要はない。
- 16 横断歩道や自転車横断帯の手前から30メートル以内の場所は、軽車両であれば追越しや追い抜きが許される。
- 17 ほかの車に追い越されるとき、相手に追越しをするための十分な余地がない場合は、できるだけ左に寄り、進路をゆずらなければならない。
- 18  この標識があるところでは、車は停車することができるが、駐車することはできない。

- 19 路線バスなど優先通行帯が指定されている道路を通行している自動車は、路線バス等が近付いてきたときは、速やかにその通行帯から出て、路線バスなどに進路をゆずらなければならない。
- 20 自転車のそばを通るときは、自転車との間に安全な間隔をあけるか、徐行するなどの注意が必要である。
- 21 前の車が自動車を追い越そうとしているときは、追い越しを始めてはならない。

22



この標識は歩行者専用道路であることを示している。

- 23 横断歩道や自転車横断帯を通過するときは、歩行者や自転車がいなくても必ず一時停止しなければならない。

- 24 車は、自動車や原動機付自転車を追い越すとき、その右側を通行しなければならない。

25



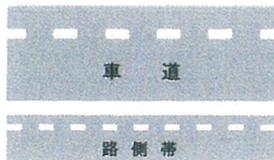
この信号に對面する自動車は、他の交通に注意して徐行すれば交差点に進入することができる。

- 26 初心運転者(普通免許を受けて1年を経過していない者)が高速道路で運転するときは、対向車と行違うことはないので、「初心者マーク」は車の後面に表示するだけでよい。

- 27 指示標識は、特定の交通方法ができることや、道路交通上決められた場所などを指示するものである。

- 28 一方通行の道路を走行中、緊急自動車が近づいてきたときは、必ず道路の右側によって進路をゆずる。

29



この路側帯は、軽車両は通行できる。

- 30 左右の見通しのきかない交差点で、優先道路を通行しているときは徐行しなくてもよい。

- 31 交差点や横断歩道の手前に標示されている停止線は、車の停止位置の目安であるから、停止線を少しならこえて停止してもよい。

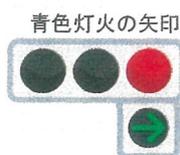
- 32 同一方向に二つの車両通行帯がある道路では、速度の速い車が右側、遅い車が左側の車両通行帯を通行しなければならない。

- 33 普通免許を受けた者は、原動機付自転車を運転することができるが、普通仮免許を受けた者は原動機付自転車を運転することはできない。

- 34 運転免許は、第一種運転免許、第二種運転免許、仮運転免許の3種類に区分される。

- 35 歩行者用信号機の下に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、自転車もその信号に従わなければならない。

36



この信号に對面する自動車は、交差点を右折することができる。

37 エンジンの総排気量が50ccを超える二輪の自動車を運転するときは、大型二輪免許または普通二輪免許が必要である。



38 この標識のある場所では、車は横断だけではなく、転回や後退も禁止されている。

39 緊急自動車が接近してきたが、交差点付近ではなかったため、道路の左側に寄って進路をゆずった。

40 上り坂の頂上付近では、必ずしも徐行する必要はない。

41 標示とは、ペイントや道路びょうなどによって路面に示された線、記号や文字のことをいい、規制標示と指示標示の2種類がある。



42 この標識は、歩行者横断禁止を表している。

43 左折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、交差点の側端（環状交差点ではその側端）に沿って徐行しながら通行する。

44 後退するときの合図の時期は、後退しようとするときの約3秒前である。

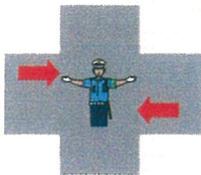


45 この標識は、最低速度が時速50キロメートルであることを示している。

46 車両通行帯が黄の線で区画されているときは、右折や左折のためでも、黄の線をこえて進路を変えてはならない。



47 この標識は、この先に学童や園児のための「横断歩道」があることを示している。



48 この図のような警察官の手信号は矢印の方向の交通に対しては、信号機の信号の黄と同じ意味である。



49 この標示は、最高速度時速50キロメートル規制区間の始まりであることを示している。

50 「一時停止」の標識があり、停止線がない場合の停止位置は、その交差点の直前である。